

在宅介護支援センター居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 群馬中央医療生活協同組合が開設する在宅介護支援センター朝倉居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 群馬中央医療生活協同組合 在宅介護支援センター朝倉
- 二 所在地 前橋市朝倉町831-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 7名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整

- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、MDS-HC方式・全社協方式・その他とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅又は事業所内の会議室とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、前橋市、伊勢崎市、玉村町とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 群馬県主催のもの
 - 二 前橋市主催のもの
 - 三 日本医療生活協同組合主催の在宅・ケアマネージャー研修
 - 四 全日本民主医療機関連合会主催の在宅・ケアマネージャー研修
 - 五 群馬県民主医療機関連合会主催の在宅・ケアマネージャー研修
- *研修参加にあたる業務態勢を勘案し、参加していくものとする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、虐待防止の指針を定め、次の措置を講ずるものとする。

- 一 高齢者虐待の基本的な考え方のまとめ
- 二 高齢者虐待防止のための指針の策定
- 三 高齢者虐待防止検討委員会の設置と内容について
- 四 高齢者虐待防止のために職員研修の実施と担当者の決定
- 五 高齢者虐待等が発生した際の相談・報告について
- 六 高齢者虐待等が発生した際の対応方法について
- 七 高齢者虐待等に関する苦情相談体制の整備

八 その他、高齢者虐待防止に関する事項

(感染症の予防、発生時の対応に関する事項)

第12条 事業所は、感染症の予防と発生時の対応のために、以下のような感染対策基準を定め、感染症対策を実施することとする。

- 一 感染対策基準策定の目的について
- 二 事業所の感染対策の基本的な考え方
- 三 事業所内感染対策に関する権限と責任
- 四 事業所内感染に対する職員研修の指針
- 五 感染症発生状況の報告の基本方針
- 六 事業所内感染予防の基本方針
- 七 事業所内感染症発生時の対応に関する基本方針
- 八 その他、感染症に関する事項について

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成31年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 1年 6月1日から施行する。

この規程は、令和 1年10月1日から施行する。

この規程は、令和 2年10月1日から施行する。

この規程は、令和 3年 6月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年12月18日から施行する。

この規程は、令和 8年 1月1日から施行する。